

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する 検討会議の概要と運営方法について

1 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の概要

(1) 趣 旨

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）は、本町が観光地として一層発展・成長するために、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について、専門的かつ幅広い見地から具体的な検討を行うことを目的とします。

(2) 検討項目

検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとします。

- ① 観光まちづくりの充実・維持に関する財源のあり方に関すること。
- ② その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(3) 委員の構成等

委員は、観光関連団体その他各種団体からの被推薦者、町民からの一般公募者及び学識経験者の9名から構成するものとします。

検討会議では、委員の中から1名委員長を置き、委員長には、会議の進行等を務めていただきます。なお、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理していただきます。

(4) 委員の任期

令和5年10月30日から令和8年10月29日まで（3年間）

※推薦団体の役員交代等により委員が欠けた場合の任期は、前任者の残留期間とします。

2 検討会議の運営方法について（※令和元年度第1回会議において確認済み）

(1) 会議の公開

検討会議については、箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、原則として公開とします。

なお、会議の開催にあたっては、事前に広報はこねや町ホームページにより周知します。（傍聴の定員 6名）

(2) 会議録の作成等（※令和元年度第2回会議において確認済み）

会議録については、要綱第7条の規定に基づき、町ホームページ等により、会議資料とともに公開するものとします。

また、町議会に対して、検討会議の結果を随時報告することを予定しています。

なお、会議録の公開にあたり、発言者の記名方法については、委員長、委員A～Hと表記することとします。

[参 考]

公開時の記名
委員長
委員A
委員B
委員C
委員D
委員E
委員F
委員G
委員H

(3) 委員の報酬等

報酬額は、国の謝金の標準支払基準のうち、地方支部局が開催する会合で最も上位とすることが適当なものの区分を採用しています。なお、交通費の支給額は、所属（勤務先や自宅等）から役場までで算定します。

[報酬額]

区 分	委員長	委 員
標準単価	16,400 円	14,000 円

箱根町附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(箱根町総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 箱根町総合計画審議会条例(昭和42年箱根町条例第3号)

(2) 箱根町公営事業計画審議会条例(昭和38年箱根町条例第15号)

(3) 箱根町特別職報酬等審議会条例(昭和40年箱根町条例第4号)

(4) 箱根町水道事業運営協議会条例(昭和39年箱根町条例第10号)

(5) 箱根町下水道運営協議会条例(平成13年箱根町条例第15号)

(6) 箱根町消防審議会条例(昭和44年箱根町条例第14号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町行財政改革有識者会議	行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。	6人以内
	箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議	観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査審議すること。	9人以内
	箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議	箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
	箱根町公営事業計画審議会	観光資源の保護とその適性利用そのほか広く公益性追求の目的をもつ箱根町に適した公営事業計画を策定するため、必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額について調査審議すること。	7人以内
	箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する必要な事項について調査審議すること。	11人以内
	箱根町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	12人以内
	箱根町町営住宅入居者選考委員会	箱根町町営住宅条例(平成9年箱根町条例第14号)に基づき、入居者の選考について調査審議すること。	8人以内
	箱根町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	14人以内
	箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画・食育推進計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
	箱根町自殺対策計画策定委員会	自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町水道事業運営協議会	水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町下水道運営協議会	下水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	7人以内
	箱根町消防審議会	消防組織機構その他消防行政に関し必要な事項について調査審議すること。	9人以内

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する 検討会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の規定に基づき設置された箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議(以下「検討会議」という。)の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関すること。
- (2) その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光又は地方税財政について学識を有する者
 - (2) 観光関連団体その他各種団体から推薦を受けた者
 - (3) 町民の一般公募者
 - (4) その他町長が特に必要であると認めた者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員のうちから町長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議は、その所掌事務にかかる専門的事項について調査、検討するため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を検討会議に報告する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政への町民参画の促進及び公正で透明な開かれた町政の実現を図るため、箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成15年12月5日)第7条の規定に基づき、附属機関等の会議の公開等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 箱根町情報公開条例(平成15年箱根町条例第14号。以下「条例」という。)第5条に規定する非公開情報として認められる事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

(会議の公開又は非公開の決定)

第3条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が当該会議に諮って行う。

2 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 附属機関等の長は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けなければならない。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、抽選その他の方法により傍聴者を決定する。
- 4 附属機関等の長は、当該会議に付する資料があるときは、原則として同様の資料を傍聴者等に配付するものとし、配付できない場合は、審議事項等が分かる資料を提供しなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、別に定めのある場合を除き、会議の傍聴にあたっては、次に掲げる事項を遵守し、かつ、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 飲酒、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可を得ずに会議の写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(5) その他会議の妨げとなる行為をしないこと。

(会議の開催の周知)

第6条 附属機関等の庶務を担当する課等の長(以下「担当課長」という。)は、当該附属機関等の会議開催日の14日前までに(閉庁日の場合はその翌日)、次に掲げる事項を行政情報コーナー、広報、各課等カウンター、ホームページ等により事前に周知するとともに、必要に応じ報道機関等に資料提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等止むを得ない理由のある場合はこの限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開する場合には、その理由
- (7) 傍聴者の定員及び定員を超えた場合の処置
- (8) 傍聴手続
- (9) その他必要な事項

(会議録等の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後14日以内に(閉庁日の場合はその翌日)会議録又は会議結果概要報告書(以下「会議録等」という。)を作成しなければならない。

2 附属機関等の長は、会議に付した資料があるときは、会議録等に当該会議の資料を添付しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 担当課長は、会議録等作成後速やかに当該会議録等及び会議の資料を行政情報コーナー、各課等カウンター、ホームページ等において公開しなければならない。

2 前項の規定において、会議録等及び会議の資料の一部に条例第5条に規定する非公開情報が記録されているときは、条例第6条の規定により、当該非公開情報が記録されている部分を除き公開する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。